

# 参 考 資 料

平成21年 5 月

人 事 院

# 目 次

1	平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置関係	
	平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要	1
	第1表 企業規模別調査対象企業数等	2
	第2表 夏季又は年間一時金の決定状況	4
	第3表 夏季一時金決定(妥結)済企業の状況	5
	第4表 夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率等	6
	参考 民間における賞与の決定時期	8
2	指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映関係	
	第5表 民間における賞与の考課査定分の配分状況	9
	第6表 指定職俸給表適用職員の勤勉手当の成績率	10
	参考 人事評価の基準、方法等に関する政令(平成21年政令第31号)(抄)	11

# 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置関係

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要

## (1) 調査の目的

民間の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を緊急に把握するため実施した。

## (2) 調査期間

平成21年4月7日(火)～4月24日(金) (18日間)

## (3) 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の対象企業（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間企業のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された企業）である30,650社

## (4) 標本企業の抽出

企業規模により5層に層化し、以下に掲げる抽出率により標本企業を2,669社抽出した。

企業規模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
抽出率	1/1	1/5	1/15	1/15	1/15

## (5) 調査の方法

通信調査の方法により行ったが、電話等による依頼を実施した。

## (6) 調査の主な内容

- ア 本年夏季一時金の支給の決定状況
- イ 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- ウ 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

## (7) 集計企業

2,017社（調査完了率75.6%）

## (8) 集計

企業割合、従業員割合及び対前年増減率の集計については、企業規模別の抽出率を用いて母集団に復元した。企業規模別及び産業別（「漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」及び「教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業」）の集計を行った。

第1表 企業規模別調査対象企業数等

(平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査)

その1 企業規模別調査対象企業数・標本企業数・集計企業数及び調査完了率

項目	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
	規模計	社	社	社	社	社	社
調査対象企業数 (母集団)	30,650	社	472	1,396	2,332	16,590	9,860
標本企業数	2,669	社	472	279	155	1,106	657
集計企業数	2,017	社	397	211	139	901	369
調査完了率	75.6%	社	84.1%	75.6%	89.7%	81.5%	56.2%

(注) 上記集計企業のほか、回答はあったが、企業規模が50人未満であることが判明した企業が31社、ボーナス制度が存在しない企業等集計から除外した企業が83社あった。

その2 産業別、企業規模別標本企業数

産業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
	規模計	社	社	社	社	社	社
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	177	社	30	16	10	56	65
製 造 業	1,132	社	206	110	57	450	309
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	531	社	89	54	28	194	166
卸売業、小売業	332	社	49	45	27	141	70
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	172	社	58	35	11	53	15
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	325	社	40	19	22	212	32

その3 産業別、企業規模別集計企業数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	132	26	13	6	47	40
製 造 業	872	176	86	56	384	170
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	364	69	36	25	140	94
卸売業、小売業	249	41	35	22	112	39
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	132	48	28	10	39	7
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	268	37	13	20	179	19

第2表 夏季又は年間一時金の決定状況

(平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査)

その1 企業規模別夏季又は年間一時金の決定(妥結)、回答状況等

企業規模	集計企業数	決定(妥結)済企業数		回答済企業数		未定企業数
		夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金	
計	2,017	340	68	80	23	1,506
3,000人以上	397	115	26	14	3	239
1,000人以上 3,000人未満	211	44	12	12	6	137
500人以上 1,000人未満	139	22	10	4	4	99
100人以上 500人未満	901	125	18	37	8	713
100人未満	369	34	2	13	2	318

(注) 1 「決定(妥結)済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している企業をいう。(以下第4表までにおいて同じ。)

2 「回答済企業」とは、調査時点で一時金の支給額等を回答はしているが、決定又は労使交渉により妥結には至っていない企業をいう。(その2の表において同じ。)

その2 産業別夏季又は年間一時金の決定(妥結)、回答状況等

産業	集計企業数	決定(妥結)済企業数		回答済企業数		未定企業数
		夏季一時金	年間一時金	夏季一時金	年間一時金	
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	132	17	3	5	2	105
製造業	872	172	42	42	15	601
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	364	68	9	8	2	277
卸売業、小売業	249	28	10	8	2	201
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	132	10	2	5	0	115
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	268	45	2	12	2	207

第3表 夏季一時金決定(妥結)済企業の状況

(平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査)

その1 企業規模別夏季一時金決定(妥結)済企業の企業割合及び従業員割合

企 業 規 模	夏季一時金決定(妥結)済企業 企 業 割 合	夏季一時金決定(妥結)済企業 従 業 員 割 合
計	13.5%	19.7%
3,000人以上	29.0%	32.8%
1,000人以上3,000人未満	20.9%	16.7%
500人以上1,000人未満	15.8%	14.1%
100人以上500人未満	13.9%	13.6%
100人未満	9.2%	5.1%

(注) 「企業割合」及び「従業員割合」は、夏季一時金決定(妥結)済企業340社の調査実数に抽出率の逆数を乗じて母集団に還元した上で算出したものである。(その2の表において同じ。)

その2 産業別夏季一時金決定(妥結)済企業の企業割合及び従業員割合

産 業	夏季一時金決定(妥結)済企業 企 業 割 合	夏季一時金決定(妥結)済企業 従 業 員 割 合
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	10.2%	11.1%
製 造 業	14.8%	24.6%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	13.1%	24.8%
卸売業、小売業	8.7%	14.8%
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	5.6%	7.0%
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	18.2%	13.6%
[非 製 造 業]	12.5%	16.2%

第4表 夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率等

(平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査)

その1 企業規模別夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率

企 業 規 模	夏季一時金決定(妥結)済企業 対前年増減率
計	△14.9%
3,000人以上	△14.6%
1,000人以上3,000人未満	△15.3%
500人以上1,000人未満	△21.3%
100人以上500人未満	△10.9%
100人未満	△28.3%

(注) 「夏季一時金決定(妥結)済企業対前年増減率」は、夏季一時金決定(妥結)済企業340社における一時金支給総額に抽出率の逆数を乗じた上で算出したものである。(以下第4表において同じ。)

その2 産業別夏季一時金決定(妥結)済企業の対前年増減率

産 業	夏季一時金決定(妥結)済企業 対前年増減率
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	△ 3.0%
製 造 業	△22.0%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	△ 5.1%
卸 売 業、小 売 業	△13.3%
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	△ 1.4%
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	△ 4.3%
[非 製 造 業]	△ 6.0%



その3 産業別の従業員割合及び対前年増減率

産 業	母集団における 従業員割合	夏季一時金決定(妥結) 済企業における 従業員割合	夏季一時金 決定(妥結) 済企業 対前年増減率
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	5.6%	3.1%	△3.0%
製 造 業	41.3%	51.5%	△22.0%
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	19.3%	24.4%	△5.1%
卸 売 業、小 売 業	12.3%	9.3%	△13.3%
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	9.4%	3.3%	△1.4%
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービ ス業	12.1%	8.4%	△4.3%
産 業 計	100.0%	100.0%	

対前年増減率	母集団の従業員ウエイ トによる対前年増減率	夏季一時金決定(妥結) 済企業における 対前年増減率
		△13.2%

<参考> 民間における賞与の決定時期

(厚生労働省 平成20年賃金引上げ等の実態に関する調査)

その1 企業規模別賞与支給額の決定方式別企業割合 (賃金の改定額が決定している企業)

	計	業績連動式 で決めた	労使交渉 で決めた	その他
企業規模計	100.0%	49.8%	27.5%	22.7%
5,000人以上	100.0%	34.8%	57.1%	8.1%
1,000～4,999人	100.0%	40.3%	42.1%	17.6%
300～999人	100.0%	48.9%	35.7%	15.3%
100～299人	100.0%	51.3%	22.5%	26.1%

その2 企業規模別賃金の改定との関係でみた賞与支給額の決定状況別企業割合 (賃金の改定額が決定している企業)

	計	賃金の改定額と 賞与支給額を 同時期に決めた	賃金の改定額と 賞与支給額を 別の時期に決めた
企業規模計	100.0%	32.1%	67.9%
5,000人以上	100.0%	73.2%	26.8%
1,000～4,999人	100.0%	53.6%	46.4%
300～999人	100.0%	50.5%	49.5%
100～299人	100.0%	21.6%	78.3%

(注) 1 その1の「労使交渉で決めた」及び「その他」の企業を100としている。

2 その1の「労使交渉で決めた」及び「その他」の企業割合に、その2の「賃金の改定額と賞与支給額を同時期に決めた」の企業割合を乗ざると、16.1% (企業規模計) となる。

その3 賃金の改定の決定時期別企業割合

	1～2月	3月	4月	5月	6月	7～9月
調査企業計	4.0%	24.4%	33.9%	14.4%	13.8%	8.5%

## 2 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映関係

第5表 民間における賞与の考課査定分の配分状況

(民間企業における部長等賞与に関する聴取結果)

企業規模	項目	部長級(兼務役員)		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
500人以上		59.1	40.9	45.0	55.0

[備考]

1. 聴取対象企業：企業規模500人以上の本店100事業所（85事業所について集計）
2. 聴取項目：平成20年冬季賞与における考課査定分の割合
3. 聴取期間：平成21年3月5日～3月19日

<参考>

(平成20年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
規模計	規模計	53.2	46.8	57.9	42.1
	500人以上	44.9	55.1	55.5	44.5
	100人以上500人未満	55.4	44.6	60.3	39.7
	100人未満	53.5	46.5	55.6	44.4

第6表 指定職俸給表適用職員の勤勉手当の成績率

(再任用職員以外の職員)

成績区分	成績率
優 秀	170/100以下 92/100以上 (注)
良 好 (標準)	80/100
良 好 (標準) でない	80/100未満

(再任用職員)

成績区分	成績率
優 秀	45/100超
良 好 (標準)	45/100
良 好 (標準) でない	45/100未満

(注) 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官及び金融庁長官については、85/100

(参考) 人事評価の基準、方法等に関する政令 (平成21年政令第31号) (抄)

(定期評価における評語の付与等)

第6条 定期評価における能力評価に当たっては評価項目ごとに、定期評価における業績評価に当たっては第4条第4項に規定する役割 (目標を定めることにより示されたものに限る。) ごとに、それぞれ評価の結果を表示する記号 (以下「個別評語」という。) を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号 (以下この章において「全体評語」という。) を付すものとする。

2 個別評語及び全体評語は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める数の段階とする。

一 第19条第1号に掲げる職員のうち、事務次官及びこれに準ずる職にある職員 2

二 第19条第1号に掲げる職員のうち、前号に掲げる職員以外の職員 3

三 前2号に掲げる職員以外の職員 5

3 個別評語及び全体評語を付す場合において、能力評価にあつては第4条第3項の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第4項の役割を果たした程度が、それぞれ通常のものとするときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、前項に定める段階のうち当該各号に定めるものを付すものとする。

一 前項第1号に掲げる職員 上位の段階

二 前項第2号及び第3号に掲げる職員 中位の段階

4 (略)

(定期評価についての特例)

第19条 (略)

一 国家行政組織法 (昭和23年法律第120号) 第6条に規定する長官、同法第18条第1項に規定する事務次官、同法第21条第1項に規定する事務局長、局長若しくは部長の職又はこれらに準ずる職にある職員

二・三 (略)